

2024年度

重要

ブリヂストングループの  
役員・従業員の皆さまへ

# 団体総合補償保険のご案内

団体総合生活補償保険(MS&amp;AD型)



日常生活賠償



病気



ケガ



手術



介護

ブリヂストン  
グループ社員だから25%  
割引適用

ご自宅にお持ち帰りのうえ、ご家族でご検討ください！

## 募集要項

**保険期間**：2024年10月1日午後4時～2025年10月1日午後4時までの1年間

**支払方法**：2024年11月より毎月給与引き去り（12回払）

**加入資格者の範囲**：ご加入いただけるのは、お申込人・被保険者（補償の対象者）が以下に該当する場合となります。

お申込人	株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員に限りです。
被保険者 (夫婦・家族 タイプは 被保険者本人) となる方	<p>&lt;個人タイプの場合&gt; 株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。</p> <p>&lt;夫婦・家族タイプの場合&gt; 株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。</p> <p>&lt;就業中対象外プラン(A,B,F,H)の場合&gt; 株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員本人です。</p>

加入申込票ご提出先	
本 社	BBS 本社(内線810-515365)
栃 木	BBS 栃木(内線810-541137)
那 須	BBS 那須(内線810-541227)
小 平	BBS 小平(内線810-525962)
横浜・磐田・関	BBS 横浜(内線810-533710)
彦 根	彦根生活協同組合
防 府	BBS 防府(内線810-540586)
下 関	BBS 下関(内線540740)
北 九 州	BBS 下関(内線540741)
久留米・鳥栖・佐賀・熊本	BBS 久留米(内線2497)
甘 木	BBS 甘木(外線0946-24-0700)
関連会社	各社総務担当

### <中途加入される場合>

- 申込締切日は毎月15日、補償開始日は申込日の翌月1日午前0時となります。補償期間の終期は2025年10月1日午後4時です。中途加入をご希望の方は代理店・扱者までご連絡ください。

### <自動継続の取扱いについて>

- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

株式会社ブリヂストン

お申込締切日 2024年8月20日(火)

# 01. ライフステージに合わせた補償の選び方 (おすすめ のプラン)

年齢やライフステージが変われば、必要な補償やその額も大きく変わります。  
 大切なのは、その時々自分に合った保険を選ぶことです。  
 家族の構成や、生活環境が変化したときには、加入している保険の内容をよく確認し、  
 その時々ニーズに適した保険に加入しましょう。

何を  
備えたい  
ですか？

- 入社したのでケガや病気に備えたい
- 結婚したから夫婦の備えを考えたい
- 子どもが生まれたから子どもの保険を追加したい
- 働き盛りの世代の万に備えたい
- 子どもが独立したから補償を見直したい
- 退職後の収入を考え、補償を見直したい

ライフステージに合わせて  
最適な保険にしたい



ご本人さま  
配偶者さま  
お子さま  
ご両親

おすすめのプラン内容

加入例	20代	30代	40代・50代	50代・60代～	
入社	結婚	子ども誕生	住宅購入	子ども独立	
	【24才独身】	【30才、妻28才】	【32才、妻30才、お子さま1才】	【40才、妻38才、お子さま8才】 【父親64才、母親61才】	【50才、妻48才、お子さま18才】 【父親74才、母親71才】
ケガと病気の補償 (CT)×1口	1,140円	ケガと病気の補償 (CT)×3口 4,020円	ケガと病気の補償 (CT)×4口 5,360円	ケガと病気の補償 (CT)×4口 5,520円	ケガと病気の補償 (CT)×4口 6,960円
先進医療 (9W)	60円	先進医療 (9W) 60円	先進医療 (9W) 60円	先進医療 (9W) 60円	先進医療 (9W) 60円
日常生活賠償 (1Z)	120円	日常生活賠償 (1Z) 120円	日常生活賠償 (1Z) 120円	日常生活賠償 (1Z) 120円	日常生活賠償 (1Z) 120円
			携行品損害 (3X) 90円	携行品損害 (3X) 90円	携行品損害 (3X) 90円
		ケガと病気の補償 (CT)×3口 3,750円	ケガと病気の補償 (CT)×4口 5,360円	ケガと病気の補償 (CT)×4口 5,480円	ケガと病気の補償 (CT)×4口 6,040円
		先進医療 (9W) 60円	先進医療 (9W) 60円	先進医療 (9W) 60円	先進医療 (9W) 60円
			携行品損害 (3X) 90円	携行品損害 (3X) 90円	携行品損害 (3X) 90円
			ケガと病気の補償 (CT)×3口 3,720円	ケガと病気の補償 (CT)×3口 3,510円	ケガと病気の補償 (CT)×2口 2,120円
			先進医療 (9W) 60円	先進医療 (9W) 60円	先進医療 (9W) 60円
				父 親介護一時金 (8Y) 430円	父 親介護一時金 (8Y) 2,170円
				母 親介護一時金 (8Y) 430円	母 親介護一時金 (8Y) 2,170円
月払保険料例	合計 1,320円	合計 8,010円	合計 14,920円	合計 15,850円	合計 19,940円

OB制度  
継続

ケガの補償については退職後も引き続きご加入いただくことができます。  
 A・CTセットにご加入の方は三井住友海上あいおい生命社の医療保険Aセレクトへ移行できる制度があります。  
 退職された方は移行手続きをお願いします。

保険選びの参考にして下さい。



保険選びのポイント

≡ 保険加入は社会人としての責任  
 入社して間もなくは、慌ただしい日々を過ごします。万一、他人に迷惑をかけたときに社会人としての責任を果たせるよう、保険の加入を検討しましょう。

≡ 大切な家族を守るために  
 結婚したら、配偶者の補償も必要になります。お互いが入っていた保険を確認し、補償内容の見直しをしましょう。

≡ 家族が増えたら補償も増やそう  
 家族が増えたら日常生活のリスクも高まります。ご家族全員のケガと病気に備えることも重要になります。

≡ 責任が重い年代に十分な補償を  
 ご両親の将来の介護についても考え始める年代となります。

≡ 年齢を重ねた2人に必要な保険を  
 これまで以上にがんなどの病気が心配な年齢に。また、子どもが独立して自由な時間が増えたら、改めて補償内容の見直しをしましょう。

ライフステージに合わせた補償の選び方(おすすめプラン)  
 ケガと病気の補償コース (個人タイプ)  
 ケガの補償コース (個人・夫婦・家族タイプ)  
 加入者の声  
 記入例等  
 重要事項のご説明等

ライフステージに合わせた補償の選び方(おすすめプラン)  
 ケガと病気の補償コース (個人タイプ)  
 ケガの補償コース (個人・夫婦・家族タイプ)  
 加入者の声  
 記入例等  
 重要事項のご説明等

## 02. ケガと病気の補償コース 個人タイプ

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

### こんな時にお役に立ちます



#### 天災危険補償

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ (CTセットのみ)



思わぬ事故でケガをした。



突然の病気で入院した。



ケガや病気で手術を受けた。など

補償内容		1口あたりの保険金額です	BSグループの役員・従業員ご本人のみ加入が可能!	就業中対象外プラン <sup>(※1)</sup>	24時間補償プラン
セット名				A	CT
就業中のケガの補償				×	○
天災危険補償				×	○
<b>NEW</b> 熱中症危険補償特約				×	○
ケガの場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 <sup>(※2)</sup>			300万円	
	傷害入院保険金日額 (日帰り入院から補償)			3,000円	
	傷害手術保険金			入院中の手術 3万円	左記以外の手術 1.5万円
	傷害通院保険金日額			1,500円	
病気の場合	疾病入院保険金日額 (日帰り入院から補償)			3,000円	
	疾病手術保険金			入院中の手術 6万円	左記以外の手術 1.5万円
	疾病放射線治療保険金			3万円	
	疾病通院保険金日額			1,500円	

月払保険料		1口あたり	就業中対象外プラン <sup>(※1)</sup>	24時間補償プラン
加入限度口数	年齢 <sup>(※3)</sup>	セット名	A	CT
4口	生後15日~4才			1,240円
	5才~9才			1,170円
	10才~14才			1,050円
5口	15才~19才		720円	1,060円
	20才~24才		800円	1,140円
	25才~29才		910円	1,250円
	30才~34才		1,000円	1,340円
	35才~39才		1,030円	1,370円
	40才~44才		1,040円	1,380円
4口	45才~49才		1,170円	1,510円
	50才~54才		1,400円	1,740円
	55才~59才		1,740円	2,080円
4口	60才~64才		2,280円	2,620円
	65才~69才		3,230円	3,570円

(※1) Aセットは就業中の傷害危険対象外特約がセットされていますので、お仕事のケガは補償されません。(お昼休み・通勤中のケガは対象となります。)

(※2) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(※3) 2024年10月1日時点の満年齢となります。

\*他の補償コースとあわせてご加入の場合は、被保険者1名につき傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の方は15,000円以内)、傷害通院保険金日額20,000円以内(15才未満の方は10,000円以内)となるようご加入ください。

<特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ>  
継続時に、あらためて健康に関する告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。  
※「親介護一時金支払特約」の特約被保険者については、本取扱いはありません。※詳細はP9をご参照ください。

### おすすめ

#### 先進医療 (先進医療費用保険金)

このような時にお役に立ちます	セット名	保険金額	月払保険料
がんの治療で指定病院で先進医療を受けたときなど	9W	1,000万円	60円

### おすすめ

#### 親介護 (親介護一時金)

このような時にお役に立ちます	セット名		
親御さまが要介護3以上の状態となり、その要介護状態が30日を超えて継続した場合	6Y	7Y	8Y
	保険金額		
	100万円	200万円	300万円
2024年10月1日時点の親御さまの満年齢		月払保険料 (親御さま1名あたり)	
20才~24才	10円	10円	20円
25才~29才	10円	10円	20円
30才~34才	10円	10円	20円
35才~39才	10円	10円	20円
40才~44才	10円	10円	20円
45才~49才	10円	30円	40円
50才~54才	30円	60円	90円
55才~59才	70円	130円	200円
60才~64才	140円	290円	430円
65才~69才	330円	660円	980円
70才~74才	720円	1,450円	2,170円
75才~79才	1,580円	3,150円	4,730円
80才~84才	4,040円	8,070円	12,110円
85才~89才	8,690円	17,390円	26,080円

特約被保険者は、基本補償部分の被保険者の親(姻族を含みます。)で最大2名までご加入いただけます。特約被保険者が2名の場合、同一セットにご加入ください。異なるセットにそれぞれご加入いただくことはできません。

#### 生活あんしん特約

このような時にお役に立ちます	セット名	保険金額	月払保険料
<b>日常生活賠償</b> <sup>(注1)</sup> 1家族1名のみ加入 国内外を問わず(一部国内のみ)日常生活における偶然な事故で、他人の身体を害したり、他人の物を壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合(借用品は対象外) 例)自転車で他人にぶつかりケガをさせた。 示談交渉サービス付(国内のみ)	1Z	3億円	120円
<b>受託物賠償責任</b> <sup>(注1)</sup> 1家族1名のみ加入 国内での他人からの借用品について国内外を問わず損害が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合 例)友人から借りたカメラを落として壊してしまった。	2Z	10万円 (免責金額:5,000円)	20円
<b>携行品損害</b> <sup>(注2)</sup> 被保険者ごと加入 国内外を問わず自宅外で自分の持ち物が偶然な事故により損害を受けた場合 例)旅行中、ビデオカメラを落として壊してしまった。	3X	20万円 (免責金額:3,000円)	90円

(注1) 1名ご加入いただくとご家族も補償の対象となるため、1家族につき1名のみご加入ください。なお、被保険者の範囲についてはP18、P23をご参照ください。(携行品損害(3Xセット)についてはご加入されたご本人のみの補償となります。)

(注2) 携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円限度、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円限度となります。



加入限度口数は各セットにつき1口です。ケガと病気の補償コース・基本補償にプラスして必要なものをお選びください。



# 03. ケガの補償コース

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

## こんな時にお役に立ちます

### 天災危険補償

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ (DT・FT・HTセットのみ)



### 特定感染症危険補償

特定感染症により入院・通院した。(DT・FT・HTセットのみ)  
※新型コロナウイルス感染症は対象外です



ケガをして入院した。



スポーツ中にケガをした。



交通事故により通院した。



など

## 個人タイプ

### 補償内容と月払保険料

(加入限度口数：5口)

1口あたりの保険金額です

BSグループの役員・従業員ご本人のみ加入が可能！

ケガの場合	就業中対象外プラン <sup>(※1)</sup>		24時間補償プラン	
	セット名	B	DT	
傷害死亡・後遺障害保険金額 <sup>(※2)</sup>		300万円		
傷害入院保険金日額 (日帰り入院から補償)		3,000円		
傷害手術保険金		入院中の手術 3万円 左記以外の手術 1.5万円		
傷害通院保険金日額		1,500円		
月払保険料 (1口あたり)		590円		980円

(※1) Bセットは就業中の傷害危険対象外特約がセットされていますので、お仕事中のケガは補償されません。(お昼休み・通勤中のケガは対象となります。)

(※2) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。  
※他の補償コースとあわせてご加入の場合は、被保険者1名につき傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の方は15,000円以内)、傷害通院保険金日額20,000円以内(15才未満の方は10,000円以内)となるようご加入ください。



## オプション

加入限度口数は各セットにつき5口です。ケガの補償コース・基本補償(個人タイプ)にプラスして必要なものをお選びください。

### 生活あんしん特約

このような時にお役に立ちます

就業中対象外プラン・24時間補償プラン

セット名	保険金額	月払保険料
<b>日常生活賠償<sup>(注1)</sup></b> 1家族1名のみ加入 国内外を問わず(一部国内のみ)日常生活における偶然な事故で、他人の身体を害したり、他人の物を壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合(借用品は対象外) 例) 自転車で他人にぶつかりケガをさせた。示談交渉サービス付(国内のみ)	1N 3億円	120円
<b>受託物賠償責任<sup>(注1)</sup></b> 1家族1名のみ加入 国内で他人からの借用品について国内外を問わず損害が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合 例) 友人から借りたカメラを落として壊してしまった。	2N 10万円 (免責金額:5,000円)	20円
<b>携行品損害<sup>(注2)</sup></b> 被保険者ごとに加入 国内外を問わず自宅外で自分の持ち物が偶然な事故により損害を受けた場合 例) 旅行中、ビデオカメラを落として壊してしまった。	3L 20万円 (免責金額:3,000円)	90円

(注1) 1名ご加入いただくとご家族も補償の対象となるため、1家族につき1名のみご加入ください。なお、被保険者の範囲についてはP18、P23をご参照ください。(携行品損害(3Lセット)についてはご加入されたご本人のみの補償となります。)

(注2) 携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円限度、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円限度となります。

## 夫婦タイプ

### 補償内容と月払保険料

(加入限度口数：5口)

1口あたりの保険金額です

BSグループの役員・従業員  
ご本人のみ加入が可能！

ケガの場合	ご夫婦プラン	
	F	FT
傷害死亡・後遺障害保険金額 <sup>(※2)</sup>	300万円	
傷害入院保険金日額 (日帰り入院から補償)	3,000円	
傷害手術保険金	入院中の手術 3万円 上記以外の手術 1.5万円	
傷害通院保険金日額	1,500円	
月払保険料 (1口あたり)	1,280円	1,810円

(※1) Fセットは就業中の傷害危険対象外特約がセットされていますので、被保険者本人はお仕事中のケガは補償されません。(お昼休み・通勤中のケガは対象となります。)

(※2) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。  
※被保険者の範囲については、P23をご参照ください。  
※他の補償コースとあわせてご加入の場合は、被保険者1名につき傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の方は15,000円以内)、傷害通院保険金日額20,000円以内(15才未満の方は10,000円以内)となるようご加入ください。  
※保険金額は、F・FTセットは本人・配偶者それぞれの金額となります。



## オプション

加入限度口数は各セットにつき5口です。ケガの補償コース・基本補償(夫婦タイプ)にプラスして必要なものをお選びください。

### 生活あんしん特約

このような時にお役に立ちます

ご夫婦プラン

セット名	保険金額	月払保険料
<b>日常生活賠償<sup>(注1)</sup></b> 1家族1名のみ加入 国内外を問わず(一部国内のみ)日常生活における偶然な事故で、他人の身体を害したり、他人の物を壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合(借用品は対象外) 例) 自転車で他人にぶつかりケガをさせた。示談交渉サービス付(国内のみ)	6N 3億円	120円
<b>受託物賠償責任<sup>(注1)</sup></b> 1家族1名のみ加入 国内で他人からの借用品について国内外を問わず損害が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合 例) 友人から借りたカメラを落として壊してしまった。	7N 10万円 (免責金額:5,000円)	20円
<b>携行品損害<sup>(注2)</sup></b> ご夫婦とも補償 国内外を問わず自宅外で自分の持ち物が偶然な事故により損害を受けた場合 例) 旅行中、ビデオカメラを落として壊してしまった。	3M 30万円 (免責金額:3,000円)	180円

(注1) 1名ご加入いただくとご家族も補償の対象となるため、1家族につき1名のみご加入ください。なお、被保険者の範囲についてはP18、P23をご参照ください。

(注2) 携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円限度、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円限度となります。

# 03. ケガの補償コース

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

## 家族タイプ

### 補償内容と月払保険料

(加入限度口数: 5口)

1口あたりの保険金額です

セット名	H	HT
天災危険補償	×	○
特定感染症危険補償	×	○
24時間補償	△(*1)	○
<b>NEW</b> 熱中症危険補償特約	×	○

BSグループの役員・従業員  
ご本人のみ加入が可能!

#### ご家族プラン

傷害死亡・後遺障害保険金額(*2)	300万円	
傷害入院保険金日額 (日帰り入院から補償)	3,000円	
傷害手術保険金	入院中の手術 3万円 上記以外の手術 1.5万円	
傷害通院保険金日額	1,500円	
月払保険料(1口あたり)	2,620円	3,380円

(\*1) Hセットは就業中の傷害危険対象外特約がセットされていますので、被保険者本人はお仕事中のケガは補償されません。(お休みの通勤中のケガは対象となります。) 配偶者およびご家族は24時間補償となります。

(\*2) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

\*被保険者の範囲については、P23をご参照ください。

\*他の補償コースとあわせてご加入の場合は、被保険者1名につき傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の方は15,000円以内)、傷害通院保険金日額20,000円以内(15才未満の方は10,000円以内)となるようご加入ください。

\*保険金額は、H・HTセットは本人・配偶者・ご家族それぞれの金額となります。



## オプション

加入限度口数は各セットにつき1口です。ケガの補償コース・基本補償(家族タイプ)にプラスして必要なものをお選びください。

生活あんしん特約	ご家族プラン		
このような時にお役に立ちます	セット名	保険金額	月払保険料
<b>日常生活賠償</b> (注1) 1家族1名のみ加入 国内外を問わず(一部国内のみ)日常生活における偶然な事故で、他人の身体を害したり、他人の物を壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合(借用品は対象外) 例) 自転車で他人にぶつかりケガをさせた。 示談交渉サービス付(国内のみ)	6N	3億円	120円
<b>受託物賠償責任</b> (注1) 1家族1名のみ加入 国内での他人からの借用品について国内外を問わず損害が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合 例) 友人から借りたカメラを落として壊してしまった。	7N	10万円 (免責金額:5,000円)	20円
<b>携行品損害</b> (注2) ご家族とも補償 国内外を問わず自宅外で自分の持ち物が偶然な事故により損害を受けた場合 例) 旅行中、ビデオカメラを落として壊してしまった。	3N	40万円 (免責金額:3,000円)	300円

(注1) 1名ご加入いただくとご家族も補償の対象となるため、1家族につき1名のみご加入ください。なお、被保険者の範囲についてはP18、P23をご参照ください。

(注2) 携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円限度、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円限度となります。

# 04. 加入者の声

ブリヂストングループ内で多くの皆様にご加入いただき、  
昨年度は**174名**の被保険者様<sup>(\*)</sup>に保険金請求をいただいております。  
(\*)2023年4月~2024年3月に保険金請求頂いた被保険者様をカウントしております。



### 親が要介護状態に

父が排泄、入浴、着替えについて全て介助が必要な状態となり、要介護3と認定されました。介護のため一時的に必要となる介護用品や住宅リフォーム等の費用に保険金を充当でき、とても助かりました。

親介護一時金 **3,000,000円のお支払い**

親介護 8Yに加入 保険金の支払で安心しました!



### 自転車事故

自転車走行中、タクシーから降りてきた相手と接触し、相手が転倒、手を骨折させてしまいました。事故後は賠償のことを考えると眠れないくらい辛かったのですが、示談交渉をしていただき、精神的に本当に助かりました。

相手への賠償金 **1,173,949円**

日常生活賠償 に加入

示談交渉で助かりました!



## 夫婦タイプ・家族タイプの保険金お支払い想定事例

長期の入院と通院にも備えられます

妻が、雨でぬれている駅の階段で滑って転倒し、頸椎損傷。治療を行ったが両手足にマヒが残り、非常に簡単な仕事のほかには就労できなくなった。治療のため、97日間の入院と退院後2日の通院をした。また、入院中に首の手術を受けた。



大切なお子さまのために!

こどもがサッカーの部活動中に、左ひざの前十字靭帯を損傷。58日間の入院と入院中の手術、退院後12日間の通院をした。



#### <夫婦タイプ FT2口加入の場合>

- 傷害後遺障害保険金 600万円×59%(後遺障害第5級) = 3,540,000円
- 傷害入院保険金 6,000円×97日 = 582,000円
- 傷害手術保険金 = 60,000円
- 傷害通院保険金 3,000円×2日 = 6,000円

合計 **4,188,000円**

#### <家族タイプ HT2口加入の場合>

- 傷害入院保険金 6,000円×58日 = 348,000円
- 傷害手術保険金 = 60,000円
- 傷害通院保険金 3,000円×12日 = 36,000円

合計 **444,000円**

## 知っておきたい自転車事故のこと

### 自転車による加害事故例

裁判事例

(判決認容額<sup>(2)</sup>)

**約9,521万円の賠償判決**

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中で自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

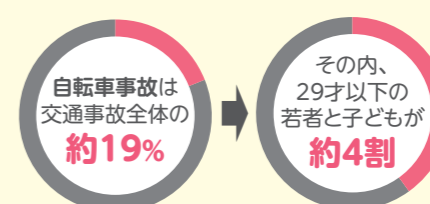
(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

(注)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。



### 自転車事故の負傷者数は約7万人

自転車乗用中の交通事故負傷者の約4割が29才以下の若者と子どもです。



その内、29才以下の若者と子どもが約4割  
出典:警察庁交通局「令和5年中の交通事故の発生状況」

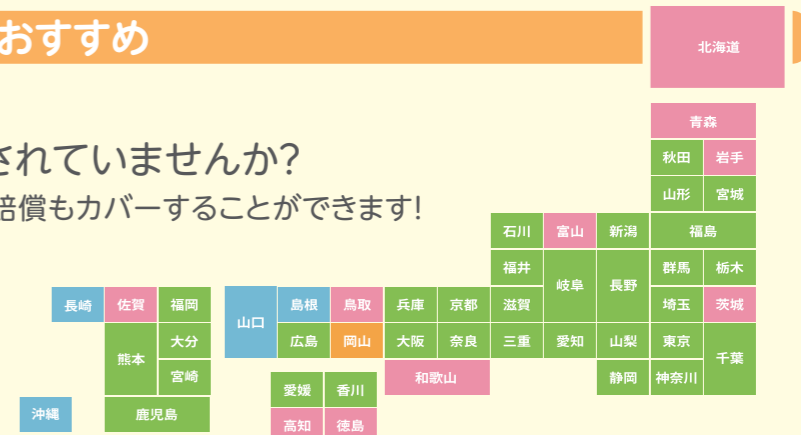
団体総合補償保険なら、**基本補償+日常生活賠償特約**の組み合わせで、**自転車による加害事故・ご自身のケガの両方のリスク**に備えられます!

### 日常生活賠償特約加入のおすすめ

あなたのお住まいの地域は**自転車保険が義務化**されていませんか?  
日常生活賠償特約で自転車事故の賠償もカバーすることができます!

- 緑色 = 義務化
- 赤色 = 努力義務
- 黄色 = 一部都市で義務化

国土交通省 自転車損害賠償責任保険等への加入促進について(令和5年4月1日現在)より





健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください) ケガと病気の補償コース(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

以下の注意点を御読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 継続加入の場合で、保険責任を加重(\*)することなくご継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。  
 (\*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。</li> <li>特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。</li> </ul>

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は右記のとおりです。

「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金・休業専用」の告知をいただく必要があります。

「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、右記の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

ご加入後の補償内容	回答が必要な質問事項(○:回答要、×:回答不要)		
	質問1	質問2	質問3
疾病補償	○	○	×

項目名	特約の名称	項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約	親介護補償	親介護一時金支払特約
	先進医療費用保険金補償特約		親介護

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。  
 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前のお取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(**)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に被ったケガまたは発病した病気(**)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(\*)1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

(\*)2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(\*)3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(\*\*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

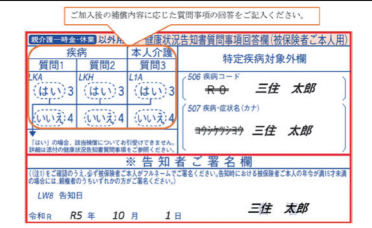
(\*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらかじめ告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 この場合は、加入申込票の「特定疾病対象外欄」を次ページのとおりにご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
先進医療費用保険金補償特約	この場合は、加入申込票の「特定疾病対象外欄」を次ページのとおりにご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 <告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で お客さまのご希望に合致した内容となっていないことをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがなかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまでご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
- ・「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
- ※ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
- ※ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

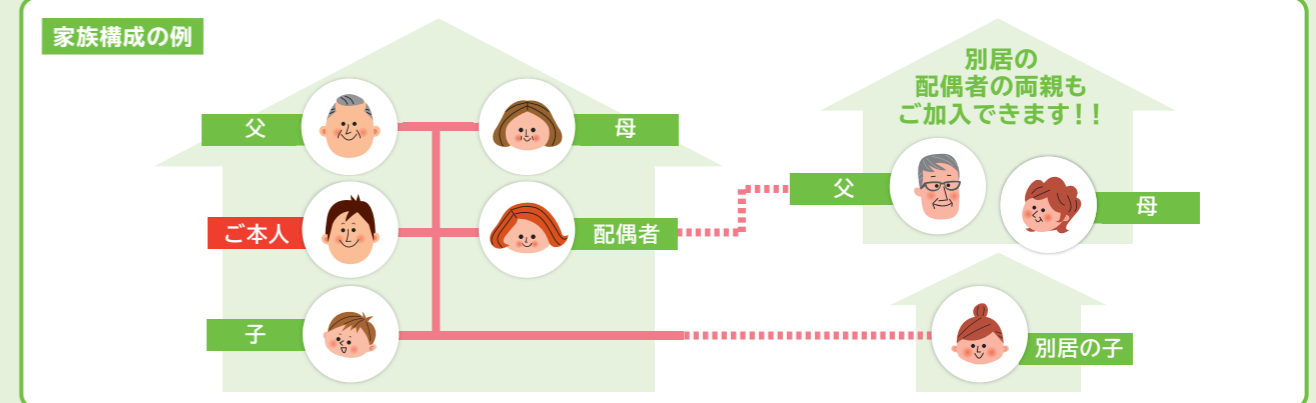
- ◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。  
 被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか?
- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。  
 被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

個人タイプ 被保険者本人となれる方

2024年10月1日時点でプリヂストングループにお勤めの方はもちろんご家族\*も被保険者本人とすることができます。



- ★詳細はP22の「ご加入にあたっての注意事項」をご覧ください。
  - ★夫婦・家族タイプの被保険者本人となれる方についてはP22の「ご加入にあたっての注意事項」をご覧ください。
  - ★被保険者本人以外が補償の範囲に含まれる特約がございます。詳しくはP14~21をご覧ください。
  - ★就業中対象外プラン(A,B,F,H)の場合は、株式会社プリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員本人のみ被保険者本人となれます。
- ※配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹およびご本人と同居している親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)ならびに家事使用人をいいます。



個人タイプ

ケガと病気の補償コース 個人タイプ にご加入希望の方はこちら
ケガの補償コース 個人タイプ にご加入希望の方はこちら

疾病にご加入希望の方が3名以上いらっしゃる場合は、加入申込票の2枚目にご記入ください。右ページは傷害のみご希望の方となります。

1 申込人氏名をカタカナでご記入いただき、その下に加入内容をご確認のうえ申込人ご自身でご署名ください。所属コードも必ずご記入ください。

2 記入した日をご記入ください。

3 加入者の社員番号・電話番号・生年月日・性別をご記入ください。

4 必ずお選びください。

7 告知署名欄 被保険者本人が回答内容をご確認のうえ、ご署名いただき、告知日をご記入ください。告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者が確認・ご署名ください。(例:「親権者 ビーエス太郎」)

6 ご希望のセット・口数をご記入ください。

5 補償の対象となる方(被保険者名)の氏名をご記入ください。生年月日、年齢、性別をご記入ください。年齢は2024年10月1日時点の満年齢をご記入ください。

加入申込票の裏面の職種コード一覧を参考に、職業名・職種名をカタカナでご記入いただき、職種コードもご記入ください。団体との関係は右記 団体との関係をご確認のうえ、該当の番号をご記入ください。

8 他の保険契約・保険金請求履歴について全被保険者分をご確認いただき、回答が「あり」の場合、裏面に被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。

訂正する場合は、二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(⇒訂正項目付近)で訂正ください。ただし、健康状況告知欄を訂正する場合は被保険者ご自身(15才未満は親権者が署名)で訂正ください。

10 加入内容をご確認のうえ、全被保険者数分の1回分(月払)保険料をご記入ください。保険料はP3~5でご確認のうえ、ご記入ください。

健康状況告知事項解答欄 新たに病気補償セットにご加入される方、または継続時に保険金額の増額をされる方のみご記入ください。本加入申込票最終ページ裏面「親介護以外用」の健康状況告知事項を閲覧いただき、質問1、2のそれぞれに必ず「はい」「いいえ」どちらかに○印をつけてください。質問1、2の回答のいずれかが「はい」の場合はお引受けできません。訂正される場合は被保険者本人が訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(⇒訂正項目付近)に被保険者ご自身(15才未満の場合は親権者)が署名)してください。

9 親介護オプション(6Y・7Y・8Y))に新たに加入される方 特約区分は①に○印をつけてください。該当の続柄に○印をご記入ください。特約被保険者(親御様)氏名をカタカナでご記入ください。特約被保険者(親御様)の生年月日、年齢を被保険者本人が特約被保険者(親御様)を代理してご記入ください。年齢は2024年10月1日時点の満年齢をご記入ください。特約被保険者(親御様)に、本加入申込票最終ページ裏面の「親介護専用」の健康状況告知事項を確認のうえ、基本部分の被保険者本人が特約被保険者(親御様)を代理して質問に「はい」「いいえ」で回答し、該当に○印をつけてください。質問の回答が「はい」の場合には、お引受けできません。

確認方法 特約被保険者(親御様)へのご確認方法を本加入申込票最終ページ裏面の「親介護専用」の健康状況告知事項の「確認方法」から選択し、○印をつけてください。複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に○印をつけてください。基本部分の被保険者本人が回答内容を確認のうえご署名いただき、告知日をご記入ください。特約被保険者(親御様)の署名は不要です。また、年齢が満15才未満の被保険者については、親権者が確認・ご署名ください。

打ち出し内容に変更がある場合 二重線で修正し、正しい内容をご記入ください。その訂正箇所に署名をお願いします。訂正箇所に訂正署名がかかっていなくとも、その傍らに訂正署名があれば構いません。 脱退の場合 更改時に脱退される方は、当該被保険者欄を口で囲い、大きく×をします。

Main application form with multiple sections: 申込人情報, 加入者情報, 健康状況告知事項, 親介護・特約, 保険料, etc. Includes checkboxes for insurance options and fields for personal information.

ライオンステイジに合わせた補償の選び方(おすすすめのプラン) ケガと病気の補償コース (個人タイプ) ケガの補償コース (個人・夫婦・家族タイプ) 加入者の声 記入例等 重要事項のご説明等

ライオンステイジに合わせた補償の選び方(おすすすめのプラン) ケガと病気の補償コース (個人タイプ) ケガの補償コース (個人・夫婦・家族タイプ) 加入者の声 記入例等 重要事項のご説明等



団体総合生活補償保険加入申込票記入例 【夫婦・家族タイプ】

夫婦タイプ

家族タイプ

**【プリチングループ】団体総合補償保険(夫婦タイプ・家族タイプ)加入申込票**

STEP1 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。 内は必ずご記入ください。

保険期間 令和6年10月1日から 令和7年10月1日まで

住所 〒104-0031 東京都中央区京橋3-1-1

申込人 **ビーエス 太郎** (氏名) 所属コード 019 AAAAA

加入申込日 令和6年7月26日

社員番号 017 012340

電話番号 011 03-XXXX-XXXX

生年月日 45年11月3日 性別 男

STEP2 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

団体総合生活補償保険(MS&AD型) 傷害補償(F・FT・H・HTセット)

氏名	ビーエス 太郎	基本セット	<input checked="" type="radio"/> F <input type="radio"/> FT <input type="radio"/> H <input type="radio"/> HT	日常賠償	<input checked="" type="radio"/> 6N	受託物	<input type="radio"/> 7N	旅行品	<input type="radio"/> 3M <input type="radio"/> 3N
生年月日	45年11月3日	年齢	53才	性別	男	職種	1	職種コード	11

STEP3 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらもご確認のうえご記入ください。

前年合計保険料 1回分 円 R50 合計保険料(1回分) 円 0,000

受付日(社内使用欄) 令和 年 月 日

① 申込人氏名をカタカナで記入いただき、その下に加入内容をご確認のうえ申込人ご自身で署名ください。所属コードは必ずご記入ください。

② 記入した日をご記入ください。

③ 加入者の社員番号・電話番号・生年月日・性別を必ず記載してください。

④ 補償の対象となる方(被保険者名)の氏名をご記入ください。生年月日、年齢、性別をご記入ください。年齢は2024年10月1日時点の満年齢をご記入ください。

⑤ 加入申込票の裏面の職種コード一覧を参考に、職業名・職種名をカタカナでご記入いただき、職種コードもご記入ください。

⑥ 下記◆団体との関係をご確認のうえ、該当の番号をご記入ください。

⑦ 他の保険契約・保険金請求歴について全被保険者分をご確認いただき、回答が「あり」の場合、裏面に被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。

⑧ 加入内容をご確認のうえ、1回分(月額)保険料をご記入ください。保険料はP6~7でご確認のうえご記入ください。

⑨ ご希望のセットに○をし、基本セットは口数をご記入ください。

④必ずお選びください。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

\*印を付した用語については、P20~21の「\*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ\*印を付しています。)

ケガの補償コース、ケガと病気の補償コース(基本補償):団体総合生活補償保険(MS&AD型)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(CT、DT、FT、HTセットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	● 原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの* ● 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなくなるまで、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 別記(P21)の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記(P21)の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害入院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガのため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(A、CT、B、F、Hセット:1095日、DT、FT、HTセット:180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・ 1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 原因がいかなくなるまで、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 別記(P21)の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(A、CT、B、F、Hセット:1095日、DT、FT、HTセット:180日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上わたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	● 原因がいかなくなるまで、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 別記(P21)の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害通院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガのため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数*について傷害通院したものと同みなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・ 1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 原因がいかなくなるまで、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 別記(P21)の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

ライフステージに合わせた補償の選び方(おすすめのプラン)

ケガと病気の補償コース(個人タイプ)

ケガの補償コース(個人・夫婦・家族タイプ)

加入者の声

記入例等

重要事項のご説明等

ライフステージに合わせた補償の選び方(おすすめのプラン)

ケガと病気の補償コース(個人タイプ)

ケガの補償コース(個人・夫婦・家族タイプ)

加入者の声

記入例等

重要事項のご説明等



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症 <sup>*</sup> を発病し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 <sup>*</sup> が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%～100%)	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症 <sup>*</sup> の発病 <sup>*</sup> ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ● 戦争、その他の変乱 <sup>*</sup> 、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ● 傷害保険金をお支払いすべきケガ <sup>*</sup> による特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。)
特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症 <sup>*</sup> を発病し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。) ①入院 <sup>*</sup> した場合 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	傷害入院保険金日額 × 感染症入院の日数	● 感染症入院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症 <sup>*</sup> を発病した日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間 <sup>*</sup> (180日)が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく感染症入院について、特定感染症による入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数 <sup>*</sup> (180日)に到達した日の翌日以降の感染症入院の日数 ● 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 ● 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ <sup>*</sup> を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症 <sup>*</sup> を発病し、その特定感染症のため通院 <sup>*</sup> された場合(以下、この状態を「感染症通院」といいます。)	傷害通院保険金日額 × 感染症通院の日数	● 感染症通院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症 <sup>*</sup> を発病した日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間 <sup>*</sup> (180日)が満了した日の翌日以降の感染症通院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく通院について、特定感染症による通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数 <sup>*</sup> (90日)に到達した日の翌日以降の感染症通院の日数 ● 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 ● 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 ● 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ <sup>*</sup> を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P19(☆)参照	保険期間の開始後 <sup>(*)</sup> に発病 <sup>*</sup> した病気の <sup>*</sup> ため、保険期間中に入院 <sup>*</sup> された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (* )病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 <sup>*</sup> (1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院 <sup>*</sup> について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 <sup>*</sup> (180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を <sup>*</sup> を発病 <sup>*</sup> された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気を <sup>*</sup> ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気を <sup>*</sup> ● 精神障害 <sup>(*)</sup> およびそれによる病気を <sup>*</sup> ● 戦争、その他の変乱 <sup>*</sup> 、暴動による病気を <sup>*</sup> (テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) <sup>(*)</sup> ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気を <sup>(*)</sup> ● 妊娠または出産(「療養の給付」等 <sup>(*)</sup> )の対象となるべき期間については、保険金をお支払いしません。 ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 <sup>*</sup> 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの <sup>*</sup> ● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気を <sup>(*)</sup> (加入者証等に記載されます。)
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット P19(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気を <sup>*</sup> の <sup>*</sup> 治療 <sup>*</sup> のために疾病入院保険金の支払対象期間 <sup>*</sup> (1,095日)中に手術 <sup>*</sup> を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 <sup>(*)</sup> に発病 <sup>*</sup> した病気の <sup>*</sup> 治療 <sup>*</sup> のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (* )病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 <sup>*</sup> について、次の額をお支払いします。 ① 入院 <sup>*</sup> 中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 20 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしてします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしてします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療 <sup>*</sup> 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気を <sup>(*)</sup> (加入者証等に記載されます。)
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P19(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気を <sup>*</sup> の <sup>*</sup> 治療 <sup>*</sup> のために疾病入院保険金の支払対象期間 <sup>*</sup> (1,095日)中に放射線治療 <sup>*</sup> を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 <sup>(*)</sup> に発病 <sup>*</sup> した病気の <sup>*</sup> 治療 <sup>*</sup> のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (* )病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 <sup>*</sup> について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気を <sup>(*)</sup> (加入者証等に記載されます。)
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P19(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気を <sup>*</sup> の <sup>*</sup> 治療 <sup>*</sup> のため、通院 <sup>*</sup> された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 <sup>*</sup> (180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院 <sup>*</sup> について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数 <sup>*</sup> (30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を <sup>*</sup> を発病 <sup>*</sup> された場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気を <sup>*</sup> (これと医学上因果関係がある病気を <sup>*</sup> を含みます。))によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気を <sup>(*)</sup> (加入者証等に記載されます。)



ケガの補償コース、ケガと病気の補償コース(オプション):団体総合生活補償保険(MS&AD型)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
先進医療費用 保険金 ★先進医療 費用保険金 補償特約 ☆特定精神 障害補償 特約セット	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療 <sup>(*)</sup> を受けた場合、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合、ケガの原因となった事故発生時または病気 <sup>(*)</sup> を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア.先進医療に要する費用 <sup>(*)</sup> イ.先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ.先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*1)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分を除き、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時 <sup>(*)</sup> より前に被ったケガまたは病気 <sup>(*)</sup> した病気 <sup>(*)</sup> については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。	
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金 支払特約	保険期間中に、特約被保険者 <sup>(*)</sup> が要介護状態(要介護3以上の状態)*となり、30日を超過して継続した場合 (*1)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP22の<代理請求人について>をご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など (注)保険期間の開始時 <sup>(*)</sup> より前に要介護状態の原因となった事由 <sup>(*)</sup> が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 <sup>(*)</sup> が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償 保険金 ★日常生活 賠償特約	①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等 <sup>(*)</sup> を運行不能 <sup>(*)</sup> にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア.本人の居住の用に供される住宅 <sup>(*)</sup> の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*1)電車、気動車、モートル等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (*2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまします。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
受託物賠償 責任保険金 ★受託物賠償 責任補償 特約	保険期間中で、受託物 <sup>(*)</sup> を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊 <sup>(*)</sup> 、紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記(P21)の「補償対象外となる主な「受託物」」を除きます。 (*2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまします。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(1回の事故につき5,000円) (*1)被害受託物の時価額が限度となります。 (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的故障・機械的故障(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族*に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記(P21)の「補償対象外となる主な「受託物」」の損害 など



※印の用語のご説明

サ行

力行

夕行

ナ行

ア行

カ行

サ行

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等\*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為<sup>(※1)</sup>。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
  - ②先進医療<sup>(※2)</sup>に該当する診療行為<sup>(※2)</sup>

(※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(※2)②の診療行為は、治療\*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「乗用具」とは、自動車等\*、モーターボート(水上オートバイを含みます)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者\*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術\*または放射線治療\*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

- 「治療」とは、医師\*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療\*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。
  - ①一類感染症
  - ②二類感染症
  - ③三類感染症
  - ④指定感染症<sup>(注)</sup>

(注)指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、をいいます。

- 「入院」とは、自宅等での治療\*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師\*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師\*が診断<sup>(※)</sup>した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。

(※)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

- 「病氣」とは、被保険者が被ったケガ\*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病氣によって被ったケガについては、病氣として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
  - ②先進医療\*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

- 「医学上因果関係がある病氣」とは、医学上重要な関係にある一連の病氣\*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病氣として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
親介護一時金 支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を 受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病氣\*(これと医学上因果関係がある病氣\*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニープレス等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行<sup>(※)</sup>または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(※)いずれもそのための練習を含みます。

- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状<sup>(※)</sup>を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
  - ①細菌性食中毒
  - ②ウイルス性食中毒

- (※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
  - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
  - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等\*の固定具を装着した場合に限り、をいいます。
  - ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、をいいます。

- 「後遺障害」とは、治療\*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの\*を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間\*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金、疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院\*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
傷害入院保険金、傷害通院保険金、疾病入院保険金、疾病通院保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合		
携行品損害 保険金 ★携行品損害 補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害 補償特約用) セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 <sup>(※1)</sup> に損害が発生した場合 (*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品 <sup>(※2)</sup> をいいます。ただし、別記(P21)の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	<table border="1"> <tr> <td>損害の額</td> <td>                             免責金額*                              (1回の事故につき3,000円)                         </td> </tr> </table> (注1)損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	損害の額	免責金額* (1回の事故につき3,000円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</li> <li>● 被保険者と同居する親族*の故意による損害</li> <li>● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用した運転中の事故による損害</li> <li>● 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害</li> <li>● 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> <li>● 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</li> <li>● 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</li> <li>● 携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。</li> <li>● 携行品の置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>● 戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> <li>● 別記(P21)の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害</li> </ul> など
損害の額	免責金額* (1回の事故につき3,000円)				

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】  
 病氣\*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院<sup>(※1)</sup>の原因となった病氣<sup>(※2)</sup>を発病\*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

- ①病氣を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
  - ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
- ただし、病氣<sup>(※2)</sup>を発病した時が、その病氣による入院<sup>(※1)</sup>を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
- (※1)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (※2)疾病入院<sup>(※1)</sup>の原因となった病氣と医学上因果関係がある病氣\*を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明		
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。		
就業中の傷害危険対象外特約(A・B・F・Hセット)	職業または職務に従事している間のケガ*に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。 <table border="1"> <tr> <td>家族型への変更に関する特約または夫婦型への変更に関する特約をセットする場合</td> </tr> <tr> <td>本人<sup>(※)</sup>が職業または職務に従事している間のケガに対して傷害保険金をお支払いしません。                      (*)「本人」とは、加入者証等に記載された被保険者をいいます。</td> </tr> </table>	家族型への変更に関する特約または夫婦型への変更に関する特約をセットする場合	本人 <sup>(※)</sup> が職業または職務に従事している間のケガに対して傷害保険金をお支払いしません。 (*)「本人」とは、加入者証等に記載された被保険者をいいます。
家族型への変更に関する特約または夫婦型への変更に関する特約をセットする場合			
本人 <sup>(※)</sup> が職業または職務に従事している間のケガに対して傷害保険金をお支払いしません。 (*)「本人」とは、加入者証等に記載された被保険者をいいます。			
天災危険補償特約(CT・DT・FT・HTセット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <td>同様の取扱いとなる保険金</td> <td>・先進医療費用保険金</td> </tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金	・先進医療費用保険金
同様の取扱いとなる保険金	・先進医療費用保険金		
熱中症危険補償特約(CT・DT・FT・HTセット)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。		
家族型への変更に関する特約(H・HTセット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。		
夫婦型への変更に関する特約(F・FTセット)			
疾病手術保険金等支払倍率変更特約(A・CTセット)	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。		



ご加入にあたっての注意事項

または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

＜保険金支払いの履行期＞

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(※1)</sup>をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(※2)</sup>を終えて保険金をお支払いします。<sup>(※3)</sup>

(※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)\*が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- 【ご提出いただく書類】  
以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
- ・引受保険会社所定の保険金請求書
  - ・引受保険会社所定の同意書
  - ・事故原因・損害状況に関する資料
  - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
  - ・引受保険会社所定の診断書
  - ・診療状況申告書
  - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
  - ・死亡診断書

・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類  
・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類  
・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類  
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

＜代理請求人について＞

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいらない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(※)</sup>等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(※)</sup>」  
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」  
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者<sup>(※)</sup>」または「上記②以外の3親等内の親族」  
(※)法律上の配偶者に限ります。

●この保険は株式会社ブリヂストンが保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●お申込人となれる方は株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。

●被保険者の範囲  
(個人タイプの場合)

この保険で被保険者(補償の対象者)本人<sup>(※)</sup>となれる方の範囲は、株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。  
(※)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

(夫婦・家族タイプの場合)  
この保険で被保険者(補償の対象者)本人<sup>(※)</sup>となれる方の範囲は、株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。  
(※)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

(就業中対象外プラン(A,B,F,H)の場合)  
株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員本人です。  
(※)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】  
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償】  
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】  
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。  
●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。  
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

＜税法上の取扱い＞(2024年5月現在)

●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガの補償コース」の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

万一事故にあわれたら

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

●「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- ①公的介護保険制度<sup>\*</sup>の第1号被保険者(65才以上)  
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
- ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)  
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
- ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満)  
要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

<p><b>補償対象外となる運動等</b></p> <p>山岳登山<sup>(※1)</sup>、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機<sup>(※2)</sup>操縦<sup>(※3)</sup>、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(※4)</sup>搭乗、ジャイロプレーン搭乗 (※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。) (※2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3)職務として操縦する場合は含みません。 (※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>
<p><b>補償対象外となる職業</b></p> <p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>
<p><b>補償対象外となる主な「携行品」</b></p> <p>船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ</p>
<p><b>補償対象外となる主な「受託物」</b></p> <p>日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物</p>



重要事項のご説明

契約概要のご説明

ケガの補償コース、ケガと病気の補償コース(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人 <sup>(*)2</sup>	配偶者	その他親族 <sup>(*)3</sup>
本人型	○	-	-
家族型 <sup>(*)1</sup>	○	○	○
夫婦型 <sup>(*)1</sup>	○	○	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 <sup>(*)2</sup> のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療費用保険金補償特約	本人 <sup>(*)2</sup> (b)本人 <sup>(*)2</sup> の配偶者 (c)同居の親族(本人 <sup>(*)2</sup> またはその配偶者と同居の、本人 <sup>(*)2</sup> またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 <sup>(*)2</sup> またはその配偶者と別居の、本人 <sup>(*)2</sup> またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 <sup>(*)4</sup> 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
受託物賠償責任補償特約	本人 <sup>(*)2</sup> の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親介護一時金支払特約 親介護	本人 <sup>(*)2</sup> の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

- (\*)1 家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。  
 (\*)2 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。  
 (\*)3 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。  
 ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族  
 ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子  
 (\*)4 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。  
 (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際に

おけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はP14~21のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額 P14~21をご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由) P14~21をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

P14~21をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

- ・ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご確認ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、P3~7の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

表紙をご参照ください。分割払の場合には、払回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ケガの補償コース、ケガと病気の補償コース(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は株式会社プリチストンが保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 他保険契約等<sup>(\*)</sup>に関する情報  
 (※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。  
 ② 被保険者の「生年月日」「年齢」(病気を補償する契約に限ります。)  
 ③ 被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)  
 (注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(\*)</sup>で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金
	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約<sup>(\*)</sup>の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約<sup>(\*)</sup>を解約しなければなりません。

- ① この保険契約<sup>(\*)</sup>の被保険者となることについて、同意していなかったとき

- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき  
 ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。  
 ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するととき
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約<sup>(\*)</sup>の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約<sup>(\*)</sup>の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注)家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa. またはb. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb. によるものとします。

- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b. この保険契約<sup>(\*)</sup>を解約すること。

(※)保険契約  
 その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ  
 次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。  
 (注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。



#### 4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合  
P14~21をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除  
次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
  - ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
  - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤ 上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

#### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

#### 6. 失効について

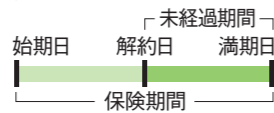
ご加入後に、被保険者(家族型、夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

#### 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



#### 8. 保険会社破綻時等の取扱い

P22をご参照ください。

#### 9. 個人情報の取扱いについて

右記をご参照ください。

#### 10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
- (2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項
- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
  - ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
  - ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
  - ④ 新たにお申込み保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

#### 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

#### この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】  
プリヂェストンビジネスサービス株式会社 保険事業部  
TEL 03-6836-3563

#### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)  
「チャットサポートなどの各種サービス」  
こちらからアクセスできます。  
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



#### 万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。  
24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」  
0120-258-189(無料)  
事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

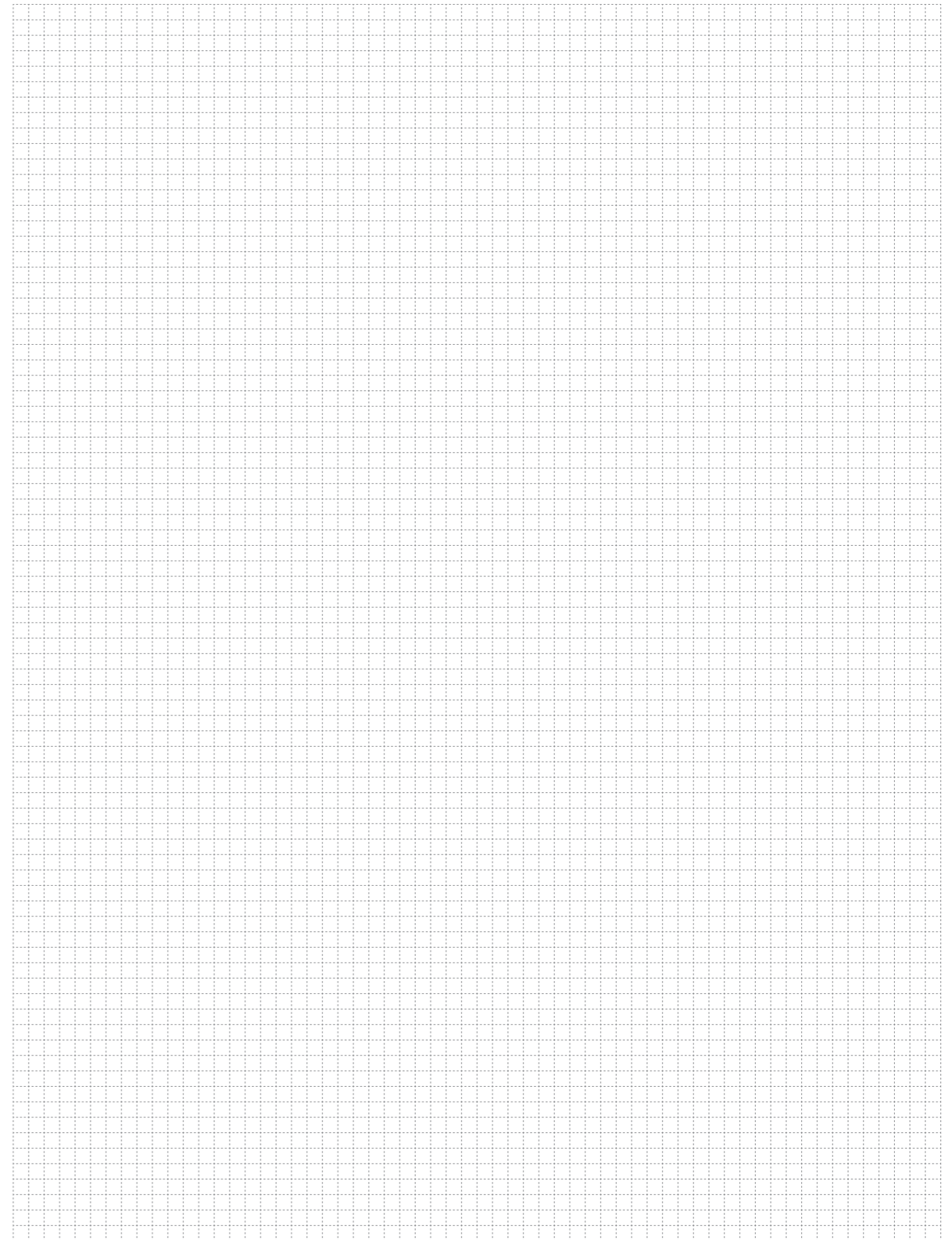
「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



#### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808  
・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]  
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。  
・おかけ間違いにご注意ください。  
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>





～万一事故にあわれたら～ 請求手続きについて



三井住友海上へのご連絡は

三井住友海上事故受付センター

**0120-258-189** (無料)

事故はいち早く

事故受付 **24**時間**365**日

### お問い合わせ先



〈代理店・扱者〉

**ブリヂストンビジネスサービス株式会社 保険事業部**

東京都中央区京橋3-1-1 東京スクエアガーデン22F

TEL:03-6836-3563

久留米・鳥栖・佐賀・熊本	BBS 久留米(内線2497)	栃木	BBS 栃木(内線810-541137)
下 関	BBS 下関(内線540740)	那須	BBS 那須(内線810-541227)
北九州	BBS 下関(内線540741)	横浜・磐田・関	BBS 横浜(内線810-533710)
防 府	BBS 防府(内線810-540586)	小平	BBS 小平(内線810-525962)
甘 木	BBS 甘木(外線0946-24-0700)	本社	BBS 本社(内線810-515365)
彦 根	彦根生活協同組合	関連会社	各社総務部

### 引受保険会社

幹事保険会社：**三井住友海上火災保険株式会社 総合営業二部第二課**

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL:03-3259-7597

非幹事保険会社：損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災株式会社

#### 【ご注意】

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

#### 「ケガと病気の補償コース」

三井住友海上 引受割合 100%

#### 「ケガの補償コース」

三井住友海上(幹事会社) 引受割合 75%

損保ジャパン 引受割合 15%

東京海上日動 引受割合 10%

